

この地域に「県立の夜間中学」設置を求める意見書

2016年に成立、2017年に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」の第4章においては、「夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等」について規定されており、第14条では、「地方公共団体は、学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望するものが多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする」としている。2023年には夜間中学の設置・充実について、「義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、すべての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進すること」を盛り込んだ教育振興基本計画が閣議決定されている。

不登校児童生徒数は2022年度全国で29万9048人、岐阜県では5255人。2023年度には全国で34万6482人、岐阜県では5741人と、毎年増加している。

岐阜県教育委員会は、2024年12月の県議会において「夜間中学に向けた具体的な検討を進めていく」としており、「夜間中学」新設に向けた体験会を順次開催する予定となっている。県立の夜間中学は授業料無償であり、不登校生や不登校の経験を持つ形式的卒業者、年齢的に地元の中学で受け入れてもらえない過年度生、学習支援が必要な外国籍の生徒など、年齢を問わずに学ぶことができる居場所として機能すると考える。

よって、可児市議会は岐阜県知事に対して、憲法第26条および教育機会確保法に基づき、以下の項目を実施することを強く要望する。

記

- 1 可児市・美濃加茂市・加茂郡・可児郡の地域に、「県立の夜間中学」の設置を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月27日

岐阜県可児市議会

（送付先）岐阜県知事